

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月1日（火）第750号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（※）

（中小企業支援課取扱い） 1

告 示

○私立専修学校の廃止の認可

（学事法制課取扱い） 1

○令和8年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表

（森づくり推進課取扱い） 2

○保安林の指定予定

（森づくり推進課取扱い） 3

○県営土地改良事業の工事の完了（5件）

（農地整備課取扱い） 3

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

（砂防課取扱い） 4

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定

（鹿児島地域振興局取扱い） 4

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

（大隅地域振興局取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○政治団体の名称等の公表

（選挙管理委員会取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示

（生活安全企画課取扱い） 7

規 則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第57号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則（平成16年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「年利1.00パーセント」を「年利1.35パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第494号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月 日	廃止期日
たちばな医療専門学校	霧島市隼人町真孝910－7	社会福祉 法人たち ばな会	令和8年 8月19日	令和8年 8月19日

鹿児島県告示第495号

令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	169.08
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	353.23
川内川下流地区水源かん養保安林	815.41
出水地区水源かん養保安林	561.91
川内川中流地区水源かん養保安林	716.64
別府川～新川地区水源かん養保安林	555.79
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,287.32
肝属川地区水源かん養保安林	652.48
菱田川地区水源かん養保安林	248.69
大淀川上流地区水源かん養保安林	138.66
種子島地区水源かん養保安林	187.14
屋久島地区水源かん養保安林	1,625.74
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,051.94
計	8,364.01
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.16
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	33.81
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.94
出水地区土砂流出防備保安林	15.79
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.48
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	10.31
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	121.58
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.58
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.40
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	83.31
それぞれの島地区土砂流出防備保安林	0.90
計	321.56
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	10.59

串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.84
川内川下流地区干害防備保安林	31.44
出水地区干害防備保安林	54.02
川内川中流地区干害防備保安林	3.58
別府川～新川地区干害防備保安林	5.83
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.02
菱田川地区干害防備保安林	2.00
大淀川上流地区干害防備保安林	3.28
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	18.65
計	184.69
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.48
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.40
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.78
合 計	8,958.04

鹿児島県告示第496号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市大浦町字グワントツ13092番1
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第497号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）諏訪地区の工事は、平成20年11月11日に完了した。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第498号

土地改良事業県営防災ダム（農用地保全）御手洗地区の工事は、平成21年1月30日に完了した。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第499号

土地改良事業県営湛水防除（農業用排水施設整備）隈之城地区の工事は、平成25年3月26日に完了した。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第500号

土地改良事業県営農村災害対策整備（農業用排水施設整備及び農用地保全）さつま地区の工事は、平成28年3月29日に完了した。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第501号

土地改良事業県営農地防災（湛水防除）（農業用排水施設整備）江内地区の工事は、平成30年3月27日に完了した。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第502号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年9月1日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域																						
高城地区	鹿児島市小山田町の区域内の土地のうち、次に掲げる座標点の1点から10点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の1点と10点を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 <table> <tr> <th>座標点</th><th>座標値</th></tr> <tr> <td>1点</td><td>北緯31度39分21秒6425、東経130度29分40秒9855</td></tr> <tr> <td>2点</td><td>北緯31度39分22秒8625、東経130度29分39秒6082</td></tr> <tr> <td>3点</td><td>北緯31度39分23秒3046、東経130度29分40秒2534</td></tr> <tr> <td>4点</td><td>北緯31度39分23秒8680、東経130度29分40秒8637</td></tr> <tr> <td>5点</td><td>北緯31度39分24秒9900、東経130度29分40秒8596</td></tr> <tr> <td>6点</td><td>北緯31度39分25秒3091、東経130度29分41秒6328</td></tr> <tr> <td>7点</td><td>北緯31度39分25秒3202、東経130度29分42秒4520</td></tr> <tr> <td>8点</td><td>北緯31度39分25秒1776、東経130度29分42秒8437</td></tr> <tr> <td>9点</td><td>北緯31度39分24秒6788、東経130度29分43秒0594</td></tr> <tr> <td>10点</td><td>北緯31度39分23秒9673、東経130度29分42秒7775</td></tr> </table>	座標点	座標値	1点	北緯31度39分21秒6425、東経130度29分40秒9855	2点	北緯31度39分22秒8625、東経130度29分39秒6082	3点	北緯31度39分23秒3046、東経130度29分40秒2534	4点	北緯31度39分23秒8680、東経130度29分40秒8637	5点	北緯31度39分24秒9900、東経130度29分40秒8596	6点	北緯31度39分25秒3091、東経130度29分41秒6328	7点	北緯31度39分25秒3202、東経130度29分42秒4520	8点	北緯31度39分25秒1776、東経130度29分42秒8437	9点	北緯31度39分24秒6788、東経130度29分43秒0594	10点	北緯31度39分23秒9673、東経130度29分42秒7775
座標点	座標値																						
1点	北緯31度39分21秒6425、東経130度29分40秒9855																						
2点	北緯31度39分22秒8625、東経130度29分39秒6082																						
3点	北緯31度39分23秒3046、東経130度29分40秒2534																						
4点	北緯31度39分23秒8680、東経130度29分40秒8637																						
5点	北緯31度39分24秒9900、東経130度29分40秒8596																						
6点	北緯31度39分25秒3091、東経130度29分41秒6328																						
7点	北緯31度39分25秒3202、東経130度29分42秒4520																						
8点	北緯31度39分25秒1776、東経130度29分42秒8437																						
9点	北緯31度39分24秒6788、東経130度29分43秒0594																						
10点	北緯31度39分23秒9673、東経130度29分42秒7775																						

鹿児島地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年9月1日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共同生活援助On e	日置市伊集院町猪鹿倉550－2	合同会社O&M	鹿児島市伊敷一丁目9－28コンフォートK1F	永井 裕介	令和8年8月1日	共同生活援助

大隅地域振興局告示第34号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年9月1日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートスタジオにじいろROOM	鹿屋市打馬一丁目11250番地1	特定非営利活動法人にじ	鹿屋市打馬一丁目11250番地1	山下 律子	令和8年8月8日	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年9月1日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
牧野俊一政策研究会	牧野 俊一	高橋 徳美	鹿児島市上荒田町8－4	衆議院議員	牧野 俊一、衆議院議員	令和8年7月7日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
出水優樹後援会	愛甲 猛	勝山 隆文	曾於市末吉町諏訪方3561番地1	令和8年7月23日
かくどう一彦後援	覺堂 一彦	覺堂 一彦	出水市下鯖町514番地	令和8年

会				7月14日
さくらぎ孝二後援会	櫻木 孝二	櫻木 順子	肝属郡東串良町新川西1332	令和8年7月7日
高橋徳美後援会	高橋 徳美	高橋 徳美	鹿児島市上荒田町8-4	令和8年7月7日
中村ひろやす後援会	中村 洋康	中村 未来	大島郡瀬戸内町古仁屋春日1-14	令和8年7月8日
P. S. A m a m i	西平 せれな	盛 美穂	奄美市名瀬小俣町11-21	令和8年7月10日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党鹿児島県ときわ会支部	山崎 慎介	代表者の氏名	山崎 慎介	長井 敏郎	令和8年7月13日
		会計責任者の氏名	長井 信市朗	福ヶ野 毅	
自由民主党野田支部	道上 正己	会計責任者の氏名	橋上 豊	中村 勝	令和8年4月1日
自由民主党溝辺支部	末重 堅司	主たる事務所の所在地	霧島市溝辺町麓6-14	霧島市溝辺町有川212	令和8年7月9日
		代表者の氏名	末重 堅司	岩元 晃一	
		会計責任者の氏名	前田 数馬	東郷 護寛	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
鹿児島県産業資源循環政治連盟	永田 雄一	政治団体の名称	鹿児島県産業資源循環政治連盟	鹿児島県産業廃棄物政治連盟	令和8年7月10日
		会計責任者の氏名	下田 勝	末吉 晴海	
田畑浩一郎・浩友会	瀧 義道	代表者の氏名	瀧 義道	中村 邦彦	令和8年7月21日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県明日の保育を考える会支部	鹿児島市祇園之洲町1-2 鹿児島市保育園協会	青木 和彦	令和7年12月31日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
岩水豊後援会	曾於市大隅町月野5704-1	岩水 博視	令和7年12月31日
東ひでや後援会	鹿屋市郷之原町11923	前之原 洋一	令和8年6月29日

	－ 5		
松尾ひろよし後援会	薩摩郡さつま町平川 1443番地	松尾 博義	令和7年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
高橋 徳美	高橋 徳美	鹿児島県議会議員	高橋徳美後援会	鹿児島市上荒田町8－4	令和8年 7月7日
牧野 俊一	牧野 俊一	衆議院議員	牧野俊一政策研究会	鹿児島市上荒田町8－4	令和8年 7月7日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第84号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年9月1日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e ワンパンマン2～正義執行N5	株式会社ニューギン	610458
ぱちんこ遊技機	PHレディースオープンGO	株式会社ニューギン	610589
ぱちんこ遊技機	PHトキオ6VAM2	株式会社アムテックス	610572
ぱちんこ遊技機	e エイティシックスLBM1	株式会社アムテックス	6P0155
ぱちんこ遊技機	e 女神のカフェテラスヒロイン s コレクションJGS	株式会社JFJ	610702
ぱちんこ遊技機	P 織田信奈の野望全国版V3A	株式会社高尾	4P1804
ぱちんこ遊技機	P 織田信奈の野望全国版V5B	株式会社高尾	610049
ぱちんこ遊技機	e ハイスクールオブザデッド3V 2A	株式会社高尾	511103
回胴式遊技機	L ブルーリフレクション帝L1	株式会社オリンピア	630570
回胴式遊技機	L/V i v y/A5	株式会社大都技研	6S0559
回胴式遊技機	LアカマターL1	株式会社オーイズミラボ	5S1615